

平成21年3月11日（水）

○議長（中上良隆君）順番17、6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）午後のひとときでございます。胃の腑に落ちた血液をそろそろ頭のほうに戻していただきたいと思っております。私の声はこの議会では3番目に覚醒効果があるのではないかなと思っております。始めたいと思っております。

首相おろしの声は、民主党党首公設秘書逮捕で新しい政局となりましたが、なぜこうも日本のトップリーダーがいともやすやすとかわえられるのか。議員内閣制の弊害はともかく、そのチェンジの理由がこの首相では選挙ができないという、ポスターと一緒に映りたくないという我利我利の亡者としか思えぬ国会議員の浅ましくあきれ果てたもの。せめて、この人では国民のためにならぬと言うてほしいものです。しかし、それからわずか数カ月前、あんたたちはなぜそんな人を首相に選んだのか。どない言うても、国民に対する説明理由に正当性は帯びません。我が国の国会議員は国民のためにならない。市議会は、3日間にわたり橋本市民のための一般質問を展開してまいりました。

これより私議、一般質問であります。

一つ目、徴税についてであります。

昨年4月より、徴収員による徴税が全廃され、それに伴い収税方法等が激変いたしました。とまどう市民も多く、市内各所で市当局とのあつれきも聞くようになりました。

以下について質問いたします。

一つ目。本市では、徴収員制度が廃止され、徴税に係る不明朗さは当然なくなりました。しかし、その不明朗さを当局は知らなかったとは言えない状況か、それを長年にわたり看

過してきた責任は重い。市の財政に多少なりとも負担をかけてきたという事実は否めない。それを一気に改革しようという意気も感じないわけではない。もちろん悪いとは言わない。良いことなのでしょう。

しかし、集金はいかなる事情のもとにも行わないという姿勢は、合併の際に高野口町長が町民に説いて回った、若干の理解の仕方もありますけれども、住民サービスは落とさないとの言に著しくそごする。ごみの週1回収集についてもしかり。しかし、これについては当局の、住民の理解を得てからという姿勢は多いに評価したいと思います。

だいたい、合併は住民サービスは落とさないというのが元の元にあったはず。しかるに、合併のプロとして来られた副市長もその件については、当然ご存じのはず。町長は、それを誠実に自分の口から言っていただけのこと。市民との対話もなく、ただ一片の通知書だけで差し押さえに及ぶのには、法的、行政的に間違っていないというだけの、住民不在の、間違いもなく恐怖行政である。

激変の理由は、何でしょうか。

二つ目。広報はしもと3月号、「税は納付期限内に納付しましょう」という記事は、市民への脅迫だととらえる人もいます。いわくに、「市では本年度既に300件以上の差し押さえを実施し、公売などにより換価して税金に充てています」とあります。

この300件の内容、すなわち預金差し押さえ、生命保険の強制解約、その解約金の差し押さえ、土地建物の差し押さえ、その他によるもののそれぞれの具体的な数字はいくつか。

また、この預金、生命保険、土地建物の差し押さえの順番はどのようになされるのか。

3番目。前年度、前々年度の差し押さえ件数はいくつですか。

4番目。税回収機構による差し押さえ件数はいくつですか。

5番目。差し押さえられた件数を種別に具体的な数字を教えてください。

6番目。差し押さえ調書の一文に、この処分について不服のある場合は、この処分があたことを知った日の翌日から起算して60日以内と地方税法第14条の4に規定する期限のうち、いずれか早いほうの期限までに、市長に対して書面により異議申し立てをすることができます、とありますが、その申し立てに様式はあるのでしょうか。申し立て後、どういう扱いなるのでしょうか。

次でございます。橋本市職員の昇格試験に漢字を加えてはどうかという提案でございます。

首相の漢字力とともに、漢字検定協会のあり方も云々されていますが、日本語は漢字、ひらがな、カタカナ等、その使い分けによる文章における表現力の豊かさは他の言語の追従を許さないものがあります。その中心を成すものは、一字一字に意味を持つ漢字、その漢字力の物差しとして、検定協会の存在を否定するわけにはいかないと思います。

合併後、係長、課長補佐への昇格に試験を課しているのは、大変結構なことだと思います。それは、論文によるものとのことですが、論文だけでは試験官の主観がかなり作用するものと思われます。もう少し客観的に判定することができるもの、私は漢字の問題などその中に加えてみてはと提案したいと思います。

程度は、漢字検定の2級。この級は、高校卒業程度となっていますが、なかなかの難関で、漢字の常識範囲としてかなり意味を持つものと思います。既に検定を合格している方は免除ということで臨まれば、普段からそ

の勉強にいそしむことにもなって、職員のレベルアップにもなると思うのですが、いかがでしょうか。

3番、ごみのパッカー車のステップ乗車についてであります。

収集場所の間隔の問題もありますが、県下各市の状況からあまり望ましいことではないように思います。今後はどうするつもりかお尋ねしたい。また、ステップ乗車をいたし方なしとして認めるとしても、ヘルメットを着用して作業員の安全性を保ち、かつ仕事への緊迫感を持たせてほしいと思いますが、以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（中上良隆君）6番 清水君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）6番 清水議員の質問にお答えをいたします。

地税法についてでございますけれども、納税は国民の義務として日本国憲法にも明記されておるわけでございます。地方税法や市条例で期限までに課税額を指定場所で納入しなければならないとされているところでございます。

さて、大部分の市民の方々は、税の納付についてご認識をいただいております、期限内に納付されていますが、残念ながら納付されていない滞納者もいるわけございまして、滞納者ときっちり納付されている方との公平性が確保されなければならないと考えておるわけでございます。

税制度の根幹にかかわる問題が生じることとなるわけでございますので、よって法規においては肅々と滞納整理をしていくことが求められてございます。

一方、平成19年度においては、市・県民税への税源移譲が実施されました。地方分権の

強化に対し、財源も移譲するとのことでもございました。このことにより、市民の行政ニーズにおこたえしていくための財源確保がより重要な課題となり、集中改革プランに織り込んで取り組んでおるところでございます。

また、本市の合併時には、自主財源確保の重要性に鑑みまして、税の徴収につき独立した担当課として納税課を設置いたしました。徴収体制の強化を図っておるところでございます。

さらに、平成18年度には、和歌山地方税回収機構が設立されましたが、本市としても法に基づく滞納整理を推進するとの方針のもと、和歌山地方税回収機構の手法を基本としながら、滞納処理の認識の習得や技術の向上に取り組んでおります。

同時に、従来税の徴収方法の見直しと関係職員の意識改革を行っておるわけでございまして、一方広く市民の皆さまには、法に基づく本来の納税のあり方や市の徴税方針などについて、広報はしもとを通じPRに努めてきたところでございます。

厳しい経済情勢は、当分続くようでございますが、税の徴収については今後とも法規に基づき、納税は義務であり、適正な納税は社会のルールとの基本的な考え方に立ちまして、滞納解消、納期限内納付推進への取り組みを加速してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）本市職員の昇格試験に漢字試験などを取り入れたらとのご提言についてお答えいたします。

昇格試験は、ご承知のとおり人材育成方策の一つとして、係長級及び補佐級への昇格に

際して実施しており、論文試験と所属長による人事評価との総合点により合否の決定を行っています。

特に、論文試験の採点につきましては、株式会社公職研に依頼しており、内容は評価要素別の配点基準を設け、試験官2名による採点をしております。試験官の主観による得点のばらつきを極力少なくなるよう実施しているところです。

議員ご提言の漢字試験の導入につきましては、漢字能力検定試験の受験者数が270万人を超え、国語の基礎学力としてだけでなく、学習意欲に対する評価材料としても注目されつつある現在において、漢字能力を判定材料とすることは一つの方法論として考えられるところではあります。

また、このまま論文試験をもって昇格試験とするという固定的な考えも持っておりませんので、職員の学習意欲や職務遂行能力をより一層向上させ、人材育成につながる昇格試験制度とするため、今後試験内容については十分検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）続きまして、徴税についてということで、おただしの差し押さえ件数についてでございますが、平成20年4月から平成21年1月末現在で369件でございます。

その内訳といたしましては、動産2件、不動産14件、電話加入権36件、預貯金債権207件、給与債権23件、生命保険を含むその他の債権87件となっております。

差し押さえの順番についてであります。差し押さえに先立ち財産調査を行い、滞納状況と財産状況を勘案し、差し押さえの実効性、合理性、効率性等を考慮の上、本市の判断に

より差し押さえを行うものであり、順番については各事例により異なることとなります。

なお、平成19年度における差し押さえ件数は18件。平成18年度は4件でありました。

次に、和歌山地方税回収機構による差し押さえ件数は、平成18年度は41件、平成19年度は58件、平成20年度は1月末現在で67件の差し押さえとなっているところでございます。

次に、差し押さえられた滞納税額が多い税種別の順についてでございますが、固定資産税、国民健康保険税、市県民税、軽自動車税の順となっております。

次に、異議申し立てについては、書面主義をとっており、その標準的な様式を用意しております。行政庁は橋本市であり、本市が受理し、審理の上取り扱いを決定することとなります。

なお、滞納処分にかかる異議申し立ては、その滞納処分についての法的欠陥等を理由とするもので、税とは無関係な事項や個人的な事情を理由としたものは却下されることとなります。その後、申立者は訴訟提起できることとされています。

以上、ご答弁させていただきます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）市民部長。

〔市民部長（岸田茂利君）登壇〕

○市民部長（岸田茂利君）次に、ごみのパッカー車のステップ乗車についてのご質問にお答えをいたします。

ごみ収集の作業効率の点から、橋本市におきましても従来よりステップ乗車を行ってまいりました。

しかしながら、厚生労働省から出されている廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の強化についてという通知におきまして、ステップ乗車の禁止がうたわれております。また、ステップ乗車に起因する事故の事例もあ

ることから、本市におきましても本年8月からの広域ごみ処理移行にあわせて、直営、委託及び許可業者によるすべての収集において、ステップ乗車は廃止いたします。

以上です。

○議長（中上良隆君）6番 清水君、再質問はありますか。

6番 清水君の再質問を保留いたしまして、2時15分まで休憩いたします。

（午後2時3分 休憩）

（午後2時16分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

6番 清水君、再質問をお願いいたします。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）順番にいかしていただきたいと思えます。

1番の激変の理由については、ごく一般的なご答弁であったと思えますけども、納得いたしました。税金は絶対払わないかんということは、当然よく存じております。しんどいんですけど、よく存じております。

生命保険の強制解約によるその解約金を強制差し押さえするという件について、生命保険の数社に聞きました、私。こんなことできるんかと。そしたら、責任ある地位の方にお伺いしたところ、わからないと。いっぺん調べてみますわと。後で、できるという返事がありました。あと1人の方は、そんなことは何ぼ何でもできへんど。解約は契約者の判こがなきゃできへんのやでという方がおりました。その方は間違いでした。即、粉河税務署に聞いたんです。法的に何の間違いもありませんと。問題もないということでした。私から、法的に何の間違いもあらへんど、強制的にいかれるでと、市民に対して発して

おきたいと思います。

生命保険は、年齢がいつからそれを差し押さえられると、これは再加入できない。だから、その方が生命保険を強制解約させられて、差し押さえられると、次から、高齢になっていた場合ですよ。入院する機会も多くなると思うんですよ。そのときの入院給付金はもちろん給付されない。もう死ぬという言うに等しいような状況になると思います。何か財産、そこいらじゅうあさりまわっていった、言葉悪いんですけども。ぜひ、違う部分を差し押さええていただくか、こういうふうになりますよと、よろしいですかという一声があってもええような気はいたします。

本当にもし自分だったらどうしようと。持病を持っている人は大変だと思いますよ、これ。できるということで理解しておきます。後ろの方も、これから帰って言うてくれることだと思います。

それから、前年度、前々年度の差し押さえ件数に比べると、ことしは今年度ですか。むちゃくちゃ多くなっているようですけれども、これらの方々は、徴収員が集めていたときの状況を聞いたら、事態が事態ですので、運動にはならんと思いますけれど、それらの方々はかなりな憤りを覚えることと思います。

これだけの改革をやるのは、副市長しかいないと思うんですけど、鉄の女のサッチャーになぞらえる人もおりますけれども、徴収員を解雇して、集金は行わない。いきなり300件を差し押さえる。この状況下で徴収員の公明正大とは言いがかった徴収を放置してきたですね。知ってたわけですよ、皆さん。それらの方々の、徴収員は首になったらええですよ。放置してきて知ってたんでしょ。どういうふうに責任をとられたか、答弁願えるのかな。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）知ってたかどうかと言われたら、知っておれば改革はされてたと思います。十分認識されてなかったんだろうなというふうに思います。

それと先ほどのちょっと生命保険の解約の件についてだけ、一点誤解のないように説明させていただきますけども、解約、生命保険を差し押さえさせていただいたという通知を送らせていただいて、1カ月程度おきます。その間、通知の中には、連絡くださいということで通知を差し上げて、その間にいろんな納付についてのそういった相手側の連絡とかをいただきましたら当然また納付相談というのか、個々のそういった相談に応じておりますので、決して差し押さええて即解約しているというわけではございませんので、その点は誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）そしたら、その間に言えば継続はできるわけですね。生命保険、継続はできるわけですね。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）生命保険に関しまして、副市長がご答弁させていただいたとおり、生命保険を差し押さえさせていただきますとご本人に通知は届きます。その中で、1カ月間の換価予告を行います。何月何日後にはこれを換価しますので、それまでに市役所のほうへ事情がある場合もありますので、ご相談お願いしますと。それを過ぎますと、非常に申しわけございませんけれども、生命保険を換価させていただいておるという状況でございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）そしたら、その1カ月の間に納めれば継続できるということでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）継続はできます。
そして、今までの事例の中では、実績の中では、その間に1カ月の間に市役所にお越しいただきまして、そしてその納税相談、いろいろ選択をしていただいております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）副市長のご答弁でございましたけれども、そしたら知らなかったということよろしいわけですか。知らなかったということよろしいわけですか。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）把握できていなかったということでございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）それは、そしたら上司による監督責任を問われるべきではないですか。そんなんおかしやんか。あんなもん、徴収員だけやで。首にしてやで。こちらで犯罪起こした方、首になった方もおりますわいな。皆さんは知らなかったでしょう。その方の監督責任だって問われているんですよ。知らなかったのは絶対あかん。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）首っておっしゃられますけども、首にしたというふうには思っておりません。橋本市の方針として、徴収嘱託制度でいけば、これから国からの財源移譲税ということで、いろんなほかの形もありますけども、税源移譲がされていく中で徴収にもっと力を入れなければ、市税の確保というのか、一般財源の確保ができないということで、市として今までのような状態で差し押さえもせず、そういったことをしておけば市税の徴収は確保できない。市税というか、一般財源が確保できないという考え方のもとで、そういったいわゆる執行権、滞納処分の執行権のない職員ではなく、正職員の中でそういった

強制執行もやりながらいかなければいけないという一つの考え方のもとに体制を見直したというのと、あと県の税の回収機構というのが立ち上がった中で、そこへ送らせていただいているのは、かなり納付の問題のある例を優先的に送らせていただいているんですけども、そこではかなり強制執行がされていくわけですけども、送らない分と送る分の公平性といいますか、そういった分も確保していかなければならないという基本的な考え方の中で、徴収嘱託員制度を廃止したという基本的な考え方がございますので、いわゆる首にしたとか、そういったことは市としてはそういう考え方で、やめていただいたというふうには思っておりません。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）首という言葉はやめにします。私、そういう質問をしたらと違うんですけどね。監督した責任はどうなるんですかと。知らなかったということであれば、そういった責任は上司の方に問われてしかるべきではないかなということ伺っているんですけどもね。徴収機構の中でやめていただいたと、そういうことは問うていっているのではないんですけどね。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）私のほうで、清水議員が最初におっしゃられました不適正だとか、そういった部分が言われましたけれども、そういった部分がかったということはどうちとしては特に考えてはおりません。徴収嘱託員の方には、一生懸命回っていただいていたという、そういうことでおります。

ただし、そういう形で徴収しておれば、市としては到底今後の税収確保はできないという中で、そういった認識が私自身が税をやったもので、市役所へ来させていただいたとき、このままでは到底将来的に税の確保とい

うのは難しいということをすごく危機感感じたもので、見直していくべきであるということも申し上げまして、見直しはさせていただいたんですけれども、市役所の当時の担当の体制の中では、あまりその部分についての従来からのやり方の中でやれていっているという認識があったのかなど。その考え方が、私との認識の若干のずれがあったので、その体制を見直してでもきちっとやっていこうということで、私も話はさせていただいたということでございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）副市長、それはおかしい。私ら、高野口の議員が7人いるときに、橋本市はおかしいじゃないかと、7人でもなかったけれども、みんなで行った覚えありますよ。副市長のところへ。知らないということは、そんなこと。だいたい、職員に聞いてもあつたと言ってますよ。それを副市長が、私も言った覚えあるし、知らないという話はこれは通る話ではない。絶対言ってますよ、私。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）議員ご指摘の市側が知らなかったというお言葉のご質問なんですけれども、それは滞納がたくさんあるということを知らなかったということのご質問というふうに理解させていただいて…。

（「違う、違う」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）6番 清水君。もう一度質問してください。

○6番（清水信弘君）具体的にあまり言うのは避けますけれども、そういうことも知らなかったと言われたら、こっちは何か。具体的に言いましょうか。

（発言する者あり）

○議長（中上良隆君）6番 清水君。具体的に言ってください。

○6番（清水信弘君）期限内に納めないでくださいって回ってたんですよ。期限を過ぎたら、徴収の手数料も3倍になるから、それで結構ですと回ってたんですよ。そんなおかしいじゃないですかと言って、私らが高野口の議員、当時は7人いた議員団が申し込んだわけですよ。そしたら、そういうことを廃止するとおっしゃったじゃないですか。それで、やめたわけでしょう。それはそれで結構だと思うんですよ。その知ってたという管理責任はどうなるんかと伺ってるわけですよ。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）期限内にという、今のおっしゃったことについては、私どもはそういう例があれば具体的におっしゃってくださいと。あと、その証拠というか、そういうものを出していただきたいということで、お話をさせていただいたと思うんですけれども、それについての明確なあとのものが確認できなかったということでございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）ちょっと話にならないので、もうやめときます。あつたんです。橋本市長は、一生懸命に企業誘致だとか、橋本市へ人を呼ぼうとやっているの、大変立派な尊敬すべき方と思うんですよ。

ただ、こういったことで、徴税が一気に厳しくなつたと、こういうことで聞いた人がよそへ行って、橋本市はえらい怖いでと。何で怖いんぞと言われたら、具体的に言わんでも、怖いでという話で、もう橋本市やめとくなるでしょう。

能吏は政治家を殺すという言葉、ご存じですか。優秀な役人ということですよ、能吏というのは。

例えば、消費税における竹下さん。後期高齢者における福田さん。この制度をつくつたのは間違いもなく優秀な役人ですよ。その結

果、消費税は今だれもこんなもん、やめれという人はおらんですわ。優秀な役人がつくったことに違いない。それで、今の後期高齢者もこれは評価は出てないけれども、ひよっとしたら消費税のごとき優秀な役人がつくった、ああよかったということになるかもわからない。しかし、2人の政治家、死んでしまいましたものね。尊敬すべき政治家が私の目の前におられますけれども、ぜひ殺さないようにしていただきたいと思えますわ、この税金の件で。

それと、税回収機構による件数ですか。これは職員が行った件数についてより明らかに少ないので、税回収機構に負担金を相当払っていると思うんですけれども、依頼はやめられたらどうですか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）税回収機構につきましては、和歌山県下の市町村と申しますか、和歌山県下の徴収状況が47都道府県で、最下位から2番目か、1番、2番、3番のところを推移している状況の中で、そういう徴収業務、税業務につきましては、県下的にも全国的にもそうでございますけれども、税を取り巻く環境が変わってきております。急変してきております。

そうした中で、どこの自治体でもそうでしょうけれども、国のほうからも税源移譲を地方へされておりますと、いかに地方自治体が財政運営、行政運営していく中で、税の占める割合はやはり基幹的な一番大事な交付税に次ぐ重要な財源となってまいります。

そうした中では、行政としましては、やはり納期内に納めていただいております大多数の市民の方々と、滞納されている方々とのやはり不公平感というものはやはり行政としては払拭していく必要があるのではないかとということの中で、税回収機構におきましては、短期

の派遣も行っておりますし、今後も職員を今後2年間ほど派遣する予定もしてございます。そうした中では、回収機構、それから和歌山県税事務所、それから橋本市、一体となりまして、やはり税の不公平感をなくすということも大事な目標でございますので、今後も回収機構へは大きな案件については送らせていただきたいというふうに考えてございます。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）恐らく、このくらい厳しくやったら、県内ではナンバーワンになるんじゃないんですか。そうでもないかな。来年を、来年度というか、今年度に発表になるのかもわからないんですけれども、楽しみにしています。

それと、やっぱり差し押さえられた件数の一番は、固定資産税だと思えるんですけれども、だったですけれども、固定資産税が高いということを議会の機会があったら言ってくれという方が、私の周辺でもおられるんですけれども、固定資産税を課する側は、いつも高いときでも市場価格が高いときでも路線価でかけていたんだと。しかし、それもそのときだって、高いというか、高いですよ。払うの、難儀しているわけですよ。

現在、そのときは今ほどの不況じゃなかったから、何とか払えたわけです。固定資産税も。ただ、今はいわゆる100年に一度という不況ですか。100年に一度という言葉はあまり好きじゃないんですけども、そしたら1929年にえらいことがあって、あと20年はないのかなということになりますけど、高校野球を例にしておかしな話ですけども、何十年に一度の逸材が2、3年ごとに出るので、そんなこと言っとらへんのですけども。

固定資産税も、そんな状況で払っているの、これは合理的な例には違いない。ただ、

取る側と取られる側に感覚の違いがあるというのと、ちょっと知っと思っていただいて、十分にとってください。

この6番に移りたいと思いますけれども、差し押さえ調書の一文なんですけれども、この申し立てした場合、不服の申し立てをした場合に、何ておっしゃったかな。間違いのある場合以外は受け取らないということでしたけれども、この審査をするに外部の人を入れられるという考えはないんですか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今、ここ最近といいますか、現在のところ不服申し立ては出てきておりません。そういうことで、市のほうでその議論をした実績もございません。

今のところ、民間の方を入れる入れないということについては、全く考えておりません。現時点では考えておりません。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）催告書もらった市民が、納税相談を市と協議中にあちこち振り回されたあげく、悪く言えば、死に時間稼ぎをされた後、その話し合いの最中に強制執行された事実。十数年にわたり、過分の固定資産税を払っていた納税者には、時効を理由にとり過ぎた税は返さないという事実もある。これについて、当局の答弁はありますか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、取り過ぎた税は返さないということなんですけれども、どういう個別のお話があるのかどうかわかりませんが、過去の還付金としては取り過ぎた部分といいますか、本人の申告等によりまして、修正申告によりましては還付させていただいております。

それから、納税相談中ということもございますけれども、これは基本的には納税相談には応じさせていただいております。ただ、

いろんなケースがあるんですけども、やはり分納誓約していただいた差し押さえということになってきますと、ちょっと待ってくれと、分納誓約しますと。それで、窓口に来ていただいて、例えば分納誓約をしていただいたにもかかわらず、実行していただけない。そういったケースも多々あるわけでございますけれども、こういう場合には非常に申しわけないわけでございますけれども、次の手段としましては、差し押さえをさせていただいておるという状況でございます。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）ちょっと理解がなかったと思う。これも言うとかだけにしますけれども、固定資産税を十数年にわたって種別と違うのか、違うあれで払ったんですけども、それで返してほしいという申し立てをされた方がおったんですけども、5年分でこらえてくれと、市側の話があったので、その人は聞き分けてくれましたけれども、数百万円は市に差し上げたと言ったら失礼かもわからない、そういう状況になった方がおられます。それだけ理解しといてもろうたらええんです。

それで、取るもんは取る。取ったもんは返さないというような理解もなくはない。ということでございます。

だから、時効になっているから問題じゃないんですよ。今の世の中、税金を十分に払える人こそ幸せという結論で、これ終わりたいと思います。

2番、3番については、ございません。

いつも副市長と話をさせていただくときには、私のワンセンテンス終わらないうちに10も20も答えが返ってくるので、まいってしまうんですけども、テレビタックルに出てるのかなと思うような状態なんですけれども、きょうは十分に話させていただきまして、満足しております。

以上、終わります。

○議長（中上良隆君）6番 清水君、ちょっと待ってください。今の質問に対して、当局の答弁がありますので。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどご質問の中で、あとこらえてよと。残りはお支払いできませんとかいうようなお話があったかと思うんですけども、法的には地方税法なり、橋本市のそういう還付する条例がございまして、5年なり、またその5年を超えて還付できるケースもございます。それについては、個別の今までの課税状況なりの推移がありますので、それは個別に個々にご本人の方とお話をさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

市が一方的にこれは返さないとか、こらえてとか、そういうことで事務処理をしておるわけではございませんので、この点だけは改めてご理解のほどご答弁させていただきます。

（「表現、間違っていました」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）これをもって6番 清水君の一般質問は終わりました。